



赤十字旗とジュネーブ条約

明治 37 年2月に日露戦争が開戦し、剛太郎も軍医として従軍することになりました。

1905 年(明治 38 年)1月、満州・黒溝台における戦いのさなか、剛太郎軍医の包帯所がロシア・コサック騎兵に包囲されました。その時剛太郎は、手元にあった三角巾2枚を縫い合わせて正方形とし、それに軍用の赤ゲット(毛布)を切り裂き、十字に縫い付けて赤十字旗を作り掲げたところ、騎兵は包囲を解いて立ち去り、ロシア兵1名を含む70余名の負傷兵が救われました。

(佐井村「三上家8代目 三上剛太郎と赤十字」より 下線は奥島が補足)



手縫いの赤十字旗

剛太郎軍医の脳裏に浮かんだのは、ジュネーブ条約だった。ジュネーブ条約は、アンリー・デュナン(赤十字の生みの親)の提案に基づいて、戦争の犠牲者を救うため1864年に成立した。①戦場においては敵味方の区別なく傷病兵を看護する。②看護する人と、資材の中立と保護の保証。③「白地に赤十字を描いたもの」を中立の標識とする。④各国に1つの政府公認の国民による組織をつくる。保護された人たちは、性別・人種・国籍・宗教・政治的意見などによって差別されることなく、人道的に扱われることが確認されている。日本政府は1886年2月に加盟。

赤十字の標識に気づいたロシア・コサック騎兵が「攻撃してはならない」というルールを守ったからこそその出来事であった。

この条約は時代の変遷に応じて改定され、現在では、民間人の保護も加えた4つの条約と3つの追加議定書等からなる世界の共通ルール(国際人道法)となっていて、ほとんどの国が加盟している。締約国は、すべての場合において、この条約を尊重しなければならない。

『赤十字は苦痛と死に対して戦う。それは人間がいかなる状況においても、人間として扱われることを要求する。』——ジャン・ピクテ 元赤十字国際委員会副総裁——

(参照:日本赤十字社HP 他)

ロシアによるウクライナ侵攻、パレスチナ自治区ガザでの戦闘・・・、日々のニュースが伝える世界の動き、激化する紛争や大きな災害。そのニュースの中で赤十字のマークをつけたボランティアやスタッフは、自身も身の危険がある中、最前線で救援活動が続けている。

武力行使によって守られるものとは何か、そして本当に守るべきものは何か・・・。